

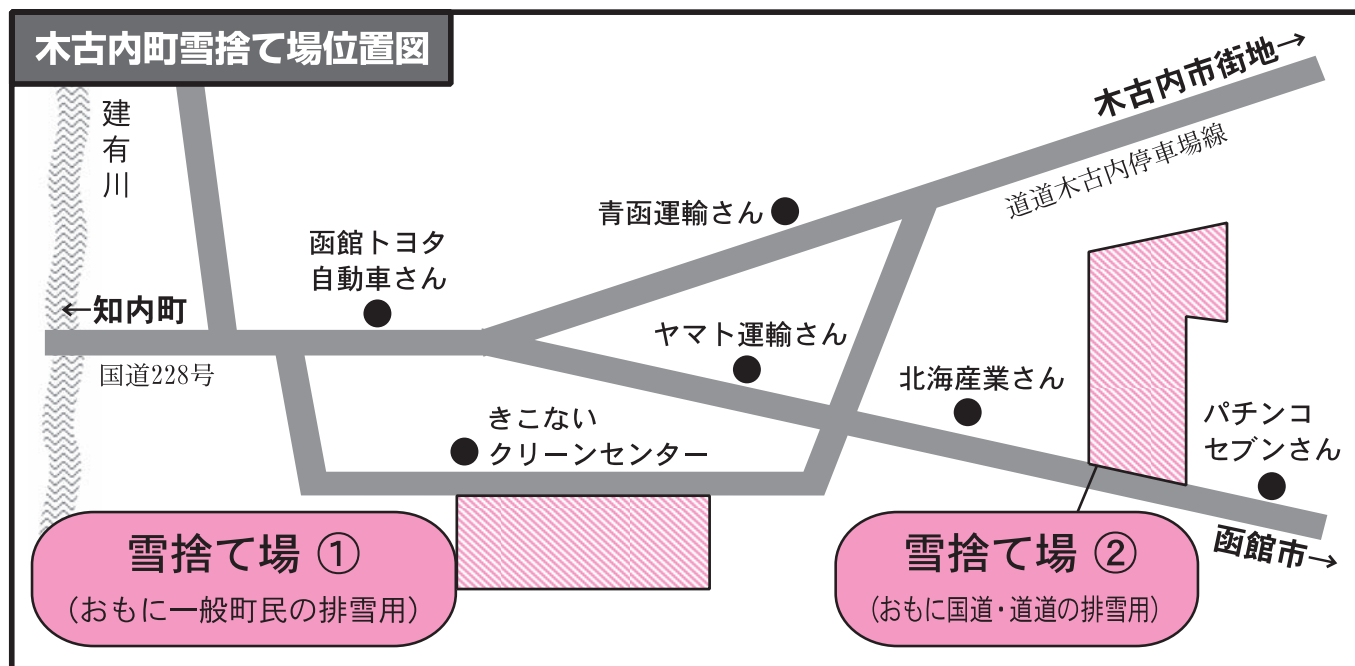
今シーズンの雪捨て場をお知らせします

雪捨て場は昨年度と同様に、下記のとおり国道・道道の排雪場所1箇所、家庭用の排雪場所1箇所の計2箇所となりますのでお知らせします。

【注意事項】

- ・雪捨て場内の事故等については、自己責任でお願いします。
- ・工事現場や作業場など、一度に多く排雪する場合は、事前に下記までご連絡ください。

■お問い合わせ 建設水道課建設グループ（土木担当） ☎01392-2-3131



設置しましたか？ 住宅用火災警報器

住宅用火災警報器とは火災による煙や熱をいち早く感知し、火災発生を警報音や音声で知らせてくれる警報器です。

設置場所は

寝室

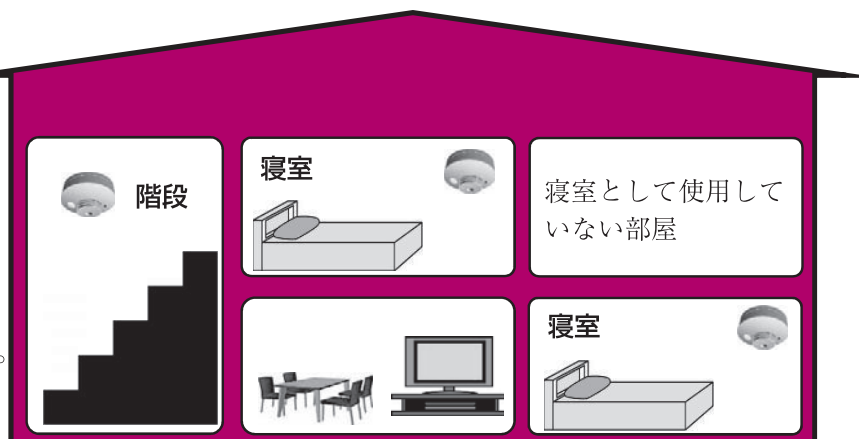
階段

(2階以上に寝室がある場合)

住宅用火災警報器はホームセンター・電器店等でお求めになることができます。

また、消防署での斡旋販売はしていません。

住宅用火災警報器の交換の目安は10年です。古くなると部品の劣化や電池切れなどで感知なくなることがあります。詳しくは取扱説明書をご確認ください。



設置義務化からそろそろ10年…きちんと作動しますか？

木古内町における住宅用火災警報器の設置率… **62.5%**

■お問い合わせ 渡島西部広域事務組合 木古内消防署指導係 ☎01392-2-2058

